

世田谷少年サッカー連盟 規約

令和7年3月8日

第一章 総 則

- 第一条 本連盟は世田谷少年サッカー連盟
(The Junior Football League of Setagaya: 略称 S J F L) と称する。
- 第二条 本連盟の事務局は東京都世田谷区におく。
- 第三条 本連盟は日本サッカー協会制定の競技規則によって、サッカー競技を行い、世田谷区に所在する団体で、本連盟に加盟登録したもの(加盟団体)で組織する。
- <細則1> 加盟団体の選手登録は年度初めにおいては、登録選手の希望による。年度途中の登録の変更は、新・旧両チーム代表者の合意により成立する。ただし、転校により通学する学校のチームに変更する場合はこの限りではない。(平成7年細則1追加)
- <細則2> 新規に加盟を希望するチームは下記の条件を満たした場合に加盟を認める。
- 1, 安定して活動が出来るグラウンドが確保されていること。
 - 2, 世田谷在住、在学者が90%以上であること。
 - 3, 加盟を申請してから1年以上の活動実績があること。
 - 4, 連盟役員との面接により加盟資格を満たしている事が確認されていること。(平成9年細則2追加)

第二章 目 的

- 第四条 本連盟は青少年サッカー競技の正しい普及と発展を図り、サッカー精神を高揚することにより、体力向上と人格形成に寄与し、加盟団体相互の親睦を図ると共に世田谷青少年サッカーの振興に努めることを目的とする。

第三章 事 業

- 第五条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。
- 1, 協議会の主催、主管、認可または許可。
 - 2, サッカー技術の研究及び研修会の開催。
 - 3, サッカーリーダーの養成及び講習会の開催。
 - 4, 少年サッカーグループの育成、強化。
 - 5, 審判技術の研究及び講習、登録。
 - 6, 本連盟と他の地域のサッカー協会等との交流並びに親睦。
 - 7, 上部団体への加盟及び登録の連携に関すること。
 - 8, その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第四章 役 員

- 第六条 本会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若 干 名 (昭和63年改正←1名)
事務局長	1 名
会 計	2 名 (平成21年改正←1名)
役 員	若 干 名
監 査	2 名

前項に定める外、理事長、名誉会長、名誉顧問、顧問をおくことができる。

- 第七条 会長は総会において選出する。(平成2年改正←役員は総会において選出する) 役員は総会において選出された会長が任命する。
(平成21年改正←総会において選出された役員選考委員会で推薦し、会長が…)
役員の内任期は2年とし、再任を妨げないが、会長・副会長・会計は3期を限度とする。
(平成21年改正←同じ役職では連続4年までとする)

- 第八条 会長は本連盟を代表し、本連盟の業務を統括する。
第九条 副会長は会長を補佐し、会長の事故のある時にはこれを代理する。
第十条 事務局長は本連盟の業務を執行する。
第十一条 会計は本連盟の収支を掌る。
第十二条 会計監査は本連盟の会計出納事務を監査し、他の役員を兼ねる事ができない。

第五章 会 議

- 第十三条 本連盟の会議員2/3の出席（委任状をふくむ）をもって有効とし、その出席者の過半数をもって議決とする。
第十四条 本連盟の会議は次のものとする。
（1）総会
1、総会は本連盟の最高議決機関であり、加盟団体の代表者各1名をもって構成する。
2、総会は会長が召集し、次の事項を審議決定する。
（a）事業報告及び決算報告の承認。
（b）事業計画及び予算案の承認。
（c）会長の推薦、選出、承認及び解任。（平成19年改正←役員推薦）
（d）本規約の改廃。
（e）その他、本連盟の運営に関し重要な議決を要する事項。
（2）役員会
1、役員会は必要に応じ会長が召集する。
2、役員会は会長、副会長、事務局長、会計、役員を以って構成する。
3、役員会は本連盟の運営に必要な事項を審議決定する。
（3）専門委員会
1、本連盟は必要に応じて専門委員会をおくことができる。
2、専門委員会は委員長（一名）、委員（若干名）を以って構成する。
委員長は役員が兼務することができる。
3、委員は役員会で審議の上、必要に応じて、委員長が任命する。

第六章 会 計

- 第十五条 本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。
（1）加盟費
（2）年会費（平成7年追加）
（3）登録費（平成7年追加）
（4）運営費
（5）大会参加費
（6）事業収入
（7）寄付金、補助金
（8）その他
第十六条 本連盟の会計年度は毎年3月1日から翌年2月末日迄とする。
（平成7年改正←会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする）
（平成19年改正←会計年度は毎年の定時総会から翌年の定時総会までとする）

第七章 個人情報

- 第十七条 本連盟は、個人情報保護法その他関係法令及び世田谷少年サッカー連盟個人情報保護規程に基づき、加盟団体の個人情報を慎重に取り扱い、プライバシーの保護に努める。
1、法令等の厳守
本連盟は、個人情報保護法その他関係する法令等を厳守する。
2、組織・体制
本連盟は個人情報の取扱いとそのシステムに関して、「世田谷少年サッカー連盟個

個人情報保護規程」に沿った管理責任者を明確にし、個人情報保護を厳守する体制を維持する。

3, 個人情報の収集

本連盟が加盟団体から個人情報を収集する場合には、利用目的を明示しその目的達成に必要な範囲で収集する。

4, 個人情報の利用

本連盟が、加盟団体の個人情報を利用するにあたっては、利用目的の範囲内でのみ利用することとし、その目的の範囲を超えた利用はしない。

5, 安全管理措置

本連盟は加盟団体の個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防措置及び安全対策を講じる。

6, 役員教育

本連盟は役員に対する個人情報保護についての教育を行い、その内容を周知徹底する。

7, 委託先の監督

本連盟は、加盟団体の個人情報を正当な利用の範囲内（郵便処理等）で第三者に委託する場合は、委託先へ個人情報の厳重管理を義務付け、監督する。

8, 第三者提供の制限

本連盟は、法令による場合を除き、加盟団体の個人情報を本人の承諾なく第三者に提供・開示しない。

9, 個人情報の開示・訂正等

本連盟が管理する加盟団体の個人情報に関して、本人が個人情報の確認・訂正を希望する場合は、合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応する。

（令和7年第七章・第十七条追加）

第八章 補 則

第十八条 事故の処理は加盟団体でおこなう。

第十九条 本規約の施行について必要な細則を定めることができる。

第二十条 本規約は総会の決議によらなければ改廃できない。

（令和7年第七章・第十七条追加に伴い章と条を繰上）

付 則

本規約は昭和62年3月22日よりこれを施行する。